

第5章 参考

5-1 雇用・非雇用者に関する実績

雇用型に関する実績

◆ 事業内容

失業者から5名以上を雇用（雇用拡大プロセス雇用型の要件）

OJT や OFF-JT などの方法の組み合わせによる「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき障がい者の就労支援を行っていくうえで必要な能力及び知識を修得するよう人材育成及び就業支援を行う。

<第3章1項の「平成26年度 障がい者就労カフェ運営支援事業委託業務企画提案指示書参照」>

◆ 雇用者などの概要

本事業では7名の失業者の雇用を行い接客・サービスの訓練を行いました。

職種	人数	性別	年齢	障がい種別	雇用・就業期間
店舗管理者	1名	男性	58歳	-	平成26年9月～平成27年3月
カフェ従業員	6名	女性	26歳	精神障がい	平成26年10月～平成27年3月
		男性	48歳	精神障がい	平成26年10月～平成27年3月
		男性	45歳	身体障がい	平成26年10月～平成27年3月
		男性	29歳	精神障がい	平成26年10月～平成27年3月
		男性	57歳	精神障がい	平成26年12月～平成27年3月
		女性	40歳	精神障がい	平成26年12月～平成27年3月

◆ 募集方法

公共職業安定所にて求人票を掲載、募集を行いました。

◆ 訓練項目（詳細は本マニュアル第2章をご参照下さい。）

区分	概要	内容
学 科	ビジネスマナーやコミュニケーション能力に関する基礎知識	職業能力基礎講習
		ビジネスマナー
		コミュニケーション
		社会生活指導
実 技	喫茶の接客補助、軽食・スイーツの調理補助など 基本的知識、技術	職場基礎訓練実習
		調理基礎技術実習
		飲料部門実習
		デザート部門実習
		パン・軽食部門実習
		職場見学

◆ 就職実績（雇用型事業の就労効果）

雇用者7名事業終了後の状況は下記の通りです。

職種	人数	性別	年齢	障がい種別	事業終了後の契約状況等	
店舗管理者	1名	男性	58歳	-	継続雇用	障がい福祉サービス事業（飲食店舗）の支援員及び店舗責任者
カフェ従業員	6名	女性	26歳	精神障がい	契約期間満了	-
		男性	48歳	精神障がい	契約期間満了	-
		男性	45歳	身体障がい	契約期間満了	-
		男性	29歳	精神障がい	継続雇用	障がい福祉サービス事業（飲食店舗）の従業員
		男性	57歳	精神障がい	契約期間満了	-
		女性	40歳	精神障がい	契約期間満了	-

非雇用型（訓練生）に関する実績

◆ 事業内容

道内障がい者に向けた就労訓練の実施（雇用拡大プロセス非雇用型の要件）
障がい福祉サービス事業所等に対し、その利用者がカフェの業務の一部を短期実習できる場として、受託者の運営店舗等の場を活用し、就労に向けた訓練の実施・協力を行う。
なお、就労訓練の実施等により参加した障がい者のうち、5名の障がい者雇用の増を達成できるよう計画すること。

<第3章2項の「平成26年度 障がい者就労カフェ運営支援事業委託業務企画提案指示書参照」>

◆ 訓練参加者の概要

本事業では 24名の非雇用者（訓練生）を受入れました。

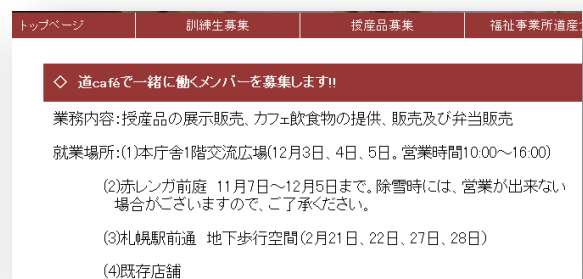
障がい種別	身体障がい者 1名	知的障がい者 5名	精神障がい者 18名
性別	男性 14名	女性 10名	
年代別	20代 11名	30代 6名	40代 5名 50代 2名
登録・所属状況	地域活動支援センター	1名	就労継続支援A型 1名
	就労継続支援B型	15名	就労移行支援事業 6名
	所属なし	1名	
居住地区	札幌市内 20名	市外 網走市	1名
		市外 倶知安町	3名
ハローワーク登録状況	既登録者 11名	未登録者 13名	

◆ 募集方法

本事業 Web サイトにて募集案内を掲示しました。



本事業の Web サイト



掲載した募集案内のページ

◆ 訓練項目

催事	北海道本庁舎及び公共空間を活用し、接客販売や会計、商品管理等の業務体験環境を提供
	・北海道 Café ・パンフェア（道庁 1F） ・地下歩行空間
その他	既存飲食店事業所や北海道庁本庁舎にてホールを主とした接客業務、製造を主とした調理業務の体験環境を提供
	・飲食店舗での接客・給仕業務 ・弁当販売・製造（北海道本庁舎）
事務	食材の発注業務や請求書等の伝票管理、売上等集計業務、事業全般に係る事務の体験環境を提供
	・事業全般に係る各種事務作業
研修	ビジネスマナーの習得、対人関係を円滑に図るためのコミュニケーション技法習得に向けた研修
	・ビジネスマナー講習（16 時間）・コーチング講習（32 時間）

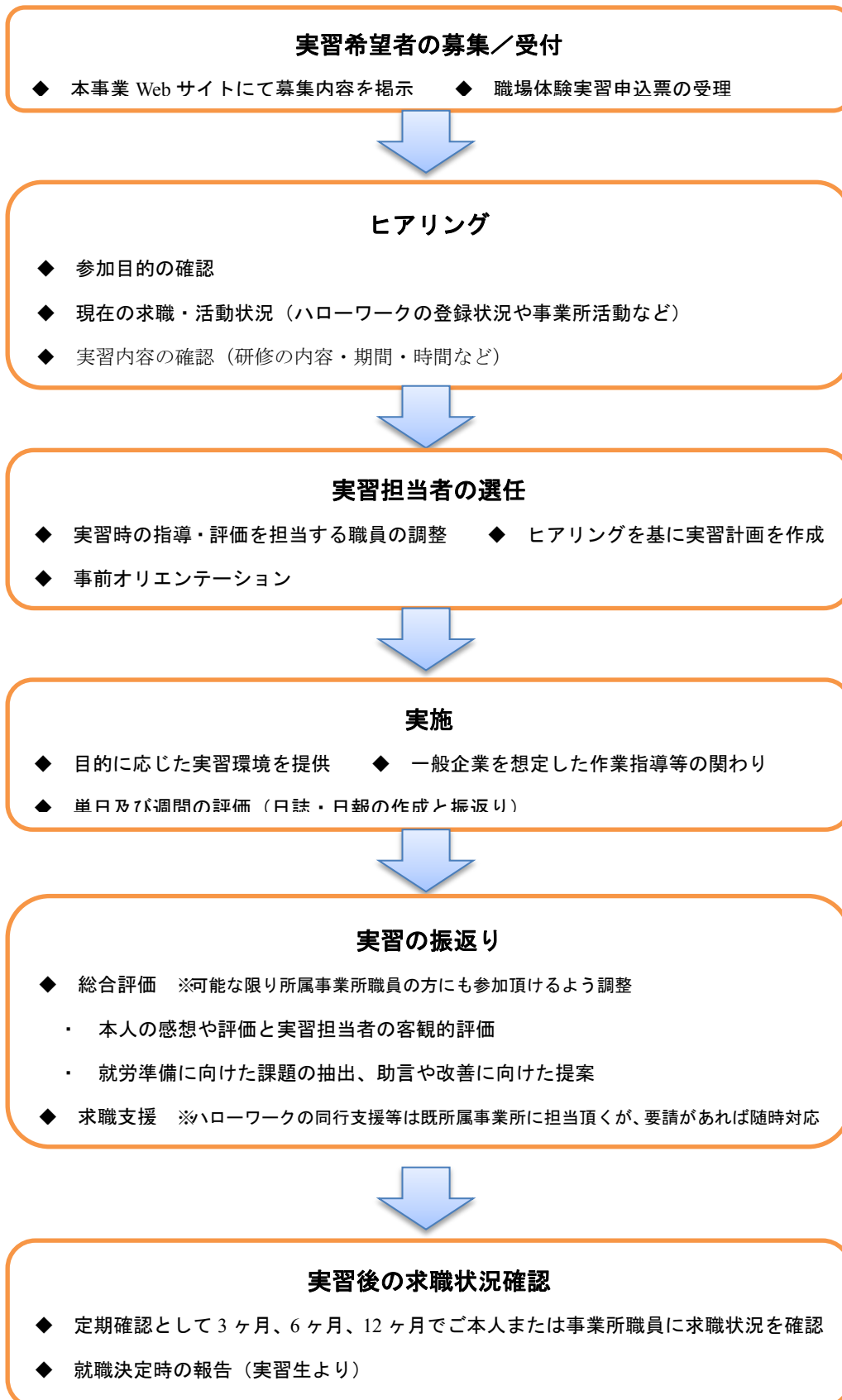
◆ 実習時の支援員の配置

各実習内容に合わせ実習指導・評価を行う職員を配置。

- ・ 催事に関しては主に統括責任者及び業務処理責任者が担当。
- ・ 既存店舗にての実習は各店舗の施設長若しくはホール責任者及び厨房責任者が担当。
- ・ 座学研修に関しては研修会場として設定した事業所職員が担当。

（一部調整が可能なところに関しては実習生在籍先の事業所より職員の方を派遣頂き、直接の実習評価を実施）

◆ 職場体験実習の流れ



◆ 就職実績（非雇用型事業の要件～就労効果）

職場体験実習に参加された方のうち、一般就職に結びついた方は4名、予定者は1名となりました。

性別	年齢	障害種別	所属（訓練参加時）	参加訓練	就職した職種
女性	27歳	精神障がい	所属なし	既存店舗での接客・給仕	福祉職
男性	26歳	身体障がい	就労移行支援事業	地下歩行空間販売・事務	事務職
女性	25歳	精神障がい	就労移行支援事業	地下歩行空間販売・事務	事務職
女性	22歳	精神障がい	就労継続支援B型事業	弁当製造・事務	事務職
男性	32歳	精神障がい	地域活動支援センター	地下歩行空間販売準備	求職活動中

※ 障がい種別は所持されている障がい者手帳に基づき記載しています。

5-2 市町村アンケート結果

庁舎内に障がいのある方を雇用する喫茶店・カフェがある道内 14 市町※に対して調査を行いました。ここでは、8 の市町から得られた回答から主な中身を抜粋して報告します。

※ 平成 27 年 3 月現在。道の「市町村における障がい者の就労支援に関する実態調査」に基づく

圏 域	調査対象市町村数	市町サンプル数	回収率
道 央	3 市 2 町	2 市 (札幌市・滝川市)	40%
道 南	2 町	1 町 (鹿部町)	50%
道 東	1 市 3 町	1 市 3 町 (帯広市・中標津町・訓子府町・足寄町)	100%
道 北	3 町	1 町 (剣淵町)	30%
全道計	4 市 10 町	3 市 5 町	57%

障がい者就労カフェ運営支援事業委託業務 対象市町調査グラフ

1 店舗設置・管理について

① アンケート項目（問 1「店舗設置目的」）から集計。

＜店舗設置目的＞

サンプル数：8 件

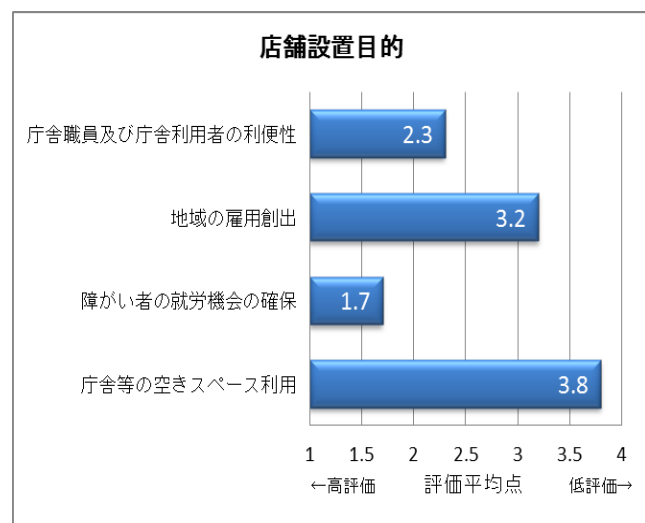
◆ この表は、評価点※1 が少ない項目ほど重要度が高いことを示します。

※1 評価点の算出方法

調査時は 4 項目の重要性を 4 段階（Ⅰ～Ⅳ）に分けて行っています。優先度を点数化し、加算した数値を自治体数（未回答も含む）で除して平均値を算出しています。

※2 項目についての説明

「障がい者の就労機会の確保」という項目は障がいのある方に就労場所を提供するという意味であり、「地域の雇用創出」は一般の方々（地域の方々）も含めた雇用を創出するという意味です。



◆ 調査対象の市町の店舗設置目的を評価点の重要度順に示すと、「障がい者の就労機会の確保」が 1.7 点と最も重要度が高く、次いで「庁舎職員及び庁舎利用者の利便性」が 2.3 点、「地域の雇用創出」が 3.2 点、「庁舎等の空きスペースの利用」が 3.8 点の順となっています。

- ◆ この表は、上記の表とリンクし、評価点を件数で表したことを示します。

設置理由	件数
障がい者の就労機会の確保	8
庁舎職員及び庁舎利用者の利便性	6
地域の雇用創出	4
庁舎等の空きスペース利用	4

※ 評価点と件数に分類

評価点だけではなく件数表記もしています。

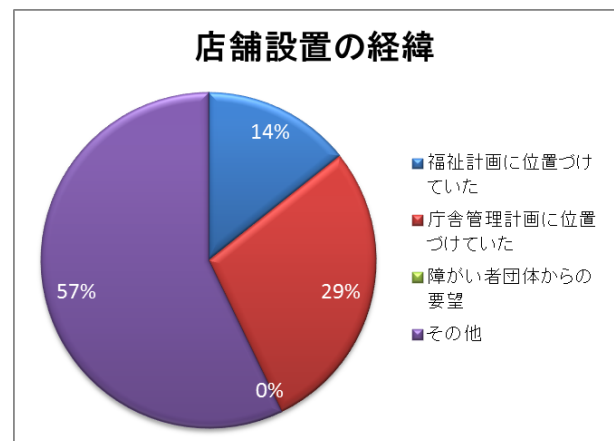
- ◆ 市町における店舗設置の目的の件数順では「障がい者の就労機会の確保」(8件)、「庁舎職員及び庁舎利用者の利便性」(6件)、次いで「地域の雇用創出」(4件)、「庁舎等の空きスペース利用」(4件)となっています。

② アンケート項目（問2「店舗設置の経緯及び設置時期」から集計。

<店舗設置の経緯>

サンプル数：8件

項目	件数
福祉計画に位置付けていた（札幌市）	1
庁舎管理計画に位置付けていた（帯広市、足寄市）	2
障がい者団体からの要望	0
その他	4
福祉と農業と教育の連携のため設置（剣淵町）	1
障がい者の社会参加等のため（訓子府町）	1
地域活動支援センターの就労支援（鹿部町）	1
スペース使用（滝川市）	1

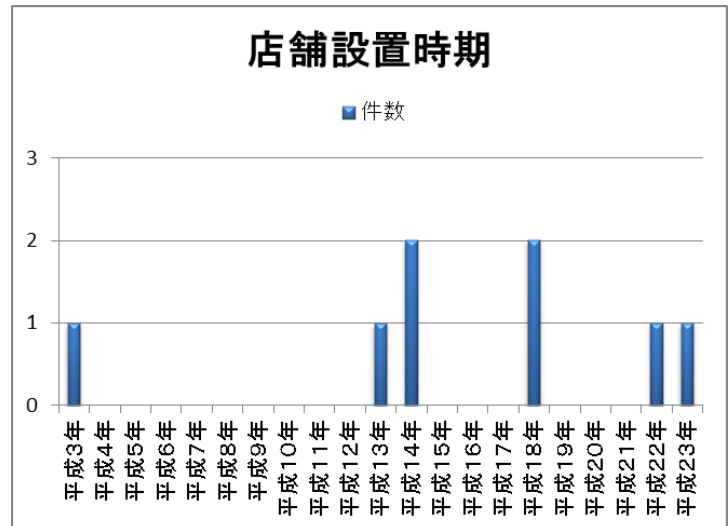


- ◆ 「庁舎管理計画に位置付けていた」（帯広市、足寄市）、「福祉計画に位置付けていた」（札幌市）や、その他の項目を見ても自治体が積極的に主導し設置している状況と言えます。

<店舗設置時期>

サンプル数：8件

設立年	件数	市町村
平成 3 年	1	剣淵町
平成 13 年	1	訓子府町
平成 14 年	1	帯広市
平成 18 年	2	滝川市 足寄町
平成 22 年	2	札幌市 鹿部町
平成 23 年	1	中標津町



- ◆ 調査の結果、平成3年から設置をしている剣淵町は、昭和63年に《小さな農業の町らしい文化のまちづくり》を目指し、商工会・農業者・主婦・社会福祉施設従事者・自治体職員が協働して活動しました。平成3年に図書館「絵本の館」の館内に障がいのある方々の自立と社会参加を提供するため障がい者施設が運営する「喫茶・らくがき」を開店しました。
- ◆ 平成13年には訓子府町、平成14年には帯広市、平成18年には滝川市と足寄町の2ヶ所、平成22年には札幌市と鹿部町の2ヶ所、平成23年には中標津町となっています。

③ アンケート項目（問3「店舗運営方法」、問12「貸与店舗面積及び貸与金額について」、問16「委託先から徴収する水光熱費年額について」）から集計。

＜店舗の施設設備一覧表＞

サンプル数：8件

自治体	運営方法	店舗面積（㎡）	家賃年額（円）	単位面積当たりの家賃（円/㎡）	水光熱費
滝川市	直営	4.004	48,960	—	72,500
鹿部町	直営	—	—	—	—
帯広市	委託	12.76	222,879	17,468	151,049
帯広市	賃貸	74.0	126,000	—	使用料に含む
剣淵町	賃貸	—	—	—	—
中標津町	賃貸	22.4	—	—	—
訓子府町	賃貸	35.26	737,932	20,929	542,716
札幌市	賃貸	29.035	—	—	—

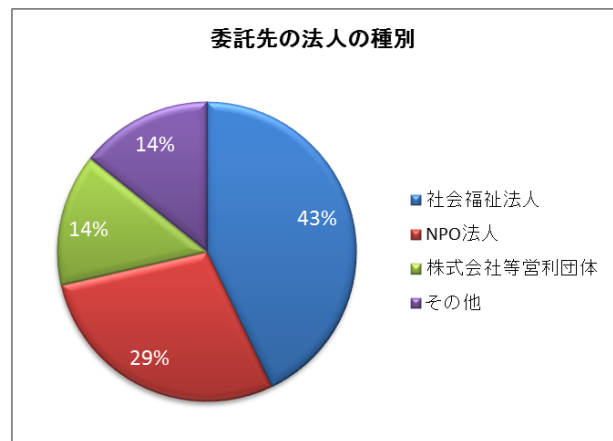
- ◆ 客数20席程度の店舗は50㎡あれば通常運営できるスペースですが、サンプルを見る限りでは、庁舎を活用した喫茶店舗の面積が少なく、コンパクトであることがわかります。
- ◆ 運営方法としては賃貸がもっとも多いことが分かります。
- ◆ 単位面積当たりの家賃から比較して分かるように市と町では一桁変わってくるようになります。
- ◆ 水道光熱費としては、滝川市は月約6,000円、帯広市は月約12,587円、札幌市は月約45,226円となっています。店舗面積数の比率から分かるように㎡の数値が高いほど水道光熱費のも高いということが分かります。
- ◆ 帯広市は庁舎内の一部スペースを店舗のカウンターとして貸与しており、店舗面積は13㎡となっています。（詳細は第3章を参照下さい）
- ◆ 家賃/売上高（比率）・水道光熱費/売上高（比率）が店舗運営に負担となるような、大きな影響を与える額とは言い難いものと思われます。（調査票問65、問66参照）

④ アンケート項目（問6「委託先の法人名及び法人種別」）から集計。

＜委託先の法人種別＞

サンプル数：7件

種別	件数
社会福祉法人	3
NPO法人	2
株式会社等営利団体	1
その他	1



※ その他はボランティア団体となっています。

※ 営利団体は1件であり、他は全て非営利団体となっています。

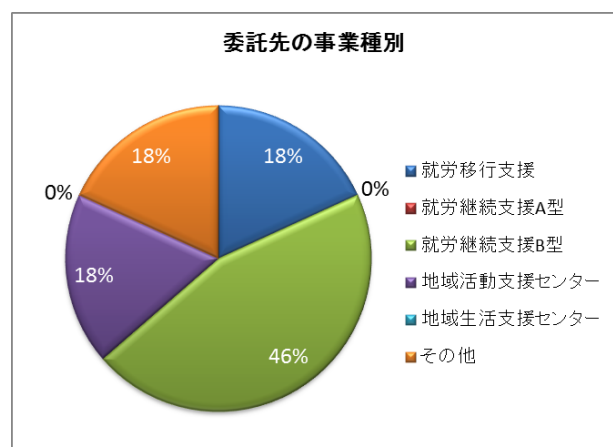
- ◆ 市町が喫茶業務の運営を委託している先としては、社会福祉法人の運営（3件）に次いで、NPO法人（2件）、株式会社等営利団体（1件）となっています。
- ◆ 上記のボランティア団体は、中標津社会福祉協議会であり、障がいの有無や年齢に関係なく、共に豊かに生きられる地域づくりを目指すボランティアセンター登録団体です。中標津町共生型交流センターで喫茶店や交流事業を行っています。

⑤ アンケート項目（問7「委託先店舗の事業種別」）から集計。

＜委託先の事業種別＞

サンプル数：7件

種別	件数
就労移行支援	2
就労継続支援B型	5
地域活動支援センター	2
その他	2



※ その他は「障がい者協働事業」1件、ボランティア団体 1件。

- ◆ 委託先の社会福祉法人やNPO法人など就労継続支援B型による実施が5件と多いです。
- ◆ 共通事項としては一般就労に向けた障がいのある方の就労訓練に位置付けられる事業種別と考えられます。

⑥ アンケート項目（問 13「委託先から家賃（使用料）を徴収する根拠となる規則等」）から集計。

＜委託先から家賃（使用料）を徴収する根拠となる規則等＞

サンプル数：6 件

設問事項	件数	具体的内容
① 庁舎管理規則原則とおり	0	
② 庁舎管理規則減額規定適応	3	札幌市公有財産規則（1 件のみ）
③ 庁舎管理規則以外規則適応	3	使用料は町と法人で取り決めしている。
		帯広市公有財産規則第 29 条第 1 項 3 号 規程等による定めなし

- ◆ 札幌市、帯広市、鹿部町は庁舎管理規則の減額規定を適用しています。
- ◆ 庁舎管理規則以外規則適応は 3 ケ所となっています。

⑦ アンケート項目(問14「設備関与について」)から集計。

<設備貸与項目一覧>

サンプル数：6件

自治体名	設備貸与項目	無償貸与 既存設備を	有償貸与 既存設備を	が補助 設置し、委託元	委託先が新規 新規設置	委託先負担で
剣淵町	① 給排水・電気・ガス設備	1				
	② 厨房設備	1				
	③ ホール設備	1				
帯広市	① 給排水・電気・ガス設備	1				
	② 厨房設備	1				
	③ ホール設備	1				
中標津町	① 給排水・電気・ガス設備	1				
	② 厨房設備	1				
	③ ホール設備	1				
訓子府町	① 給排水・電気・ガス設備	1				
	② 厨房設備	1				
	③ ホール設備	1				
札幌市	① 給排水・電気・ガス設備		1			
	② 厨房設備		1			
	③ ホール設備	1				
足寄町	① 給排水・電気・ガス設備	1				
	② 厨房設備	1				
	③ ホール設備	1				

- ◆ ①の給排水・電気・ガス設備に関してはどの自治体も無償貸与されています。
②の厨房設備、③のホール設備は無償貸与を行っている割合が共に約83%となっています。委託先が設置したものはなく、市町が整備した設備などを活用していることがわかります。

⑧ アンケート項目（問 18「今後店舗等の増設計画に関して」）から集計。

<今後の店舗等の増設に関して>

サンプル数：8 件

設問事項	件数	計画年度
① 今後増設する計画がある	2	平成 27 年度
		平成 28 年度
② 今後増設する計画はない	6	—

- ◆ 今後増設する計画については、鹿部町が平成 27 年度に、札幌市が平成 28 年度に増設する計画があると、2 件の回答となっています。

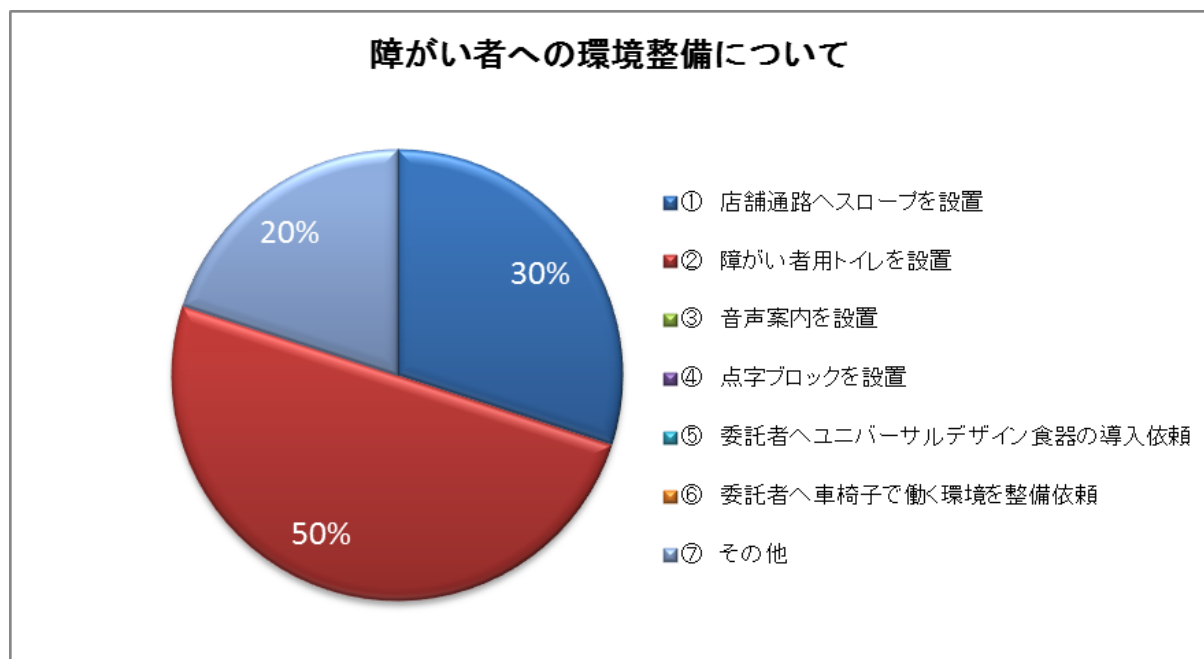
⑨ アンケート項目（問 19「店舗利活用 障がい者への環境整備について」）から集計。

<店舗環境整備一覧>

サンプル数：6 件

環境整備	件数
① 店舗通路にスロープを設置	3
② 障がい者用トイレを設置	5
③ 音声案内を設置	
④ 点字ブロックの設置	
⑤ 委託者へユニバーサルデザイン食器の導入依頼	
⑥ 委託者へ車椅子で働く環境を整備依頼	
⑦ その他	2

※その他は、「カウンターを低くし車椅子の方でも使えるように」、「道施設内には根室圏域障害者総合相談支援センターも設置している。」という内容です。



＜店舗環境整備一覧（各市町村別一覧）＞

サンプル数：8件

自治体名	店舗通路にスロープを設置	障がい者用トイレを設置	その他
剣淵町	○	○	—
帯広市	—	○	—
中標津町	○	○	○
訓子府町	—	—	—
札幌市	—	—	○
滝川市	—	—	—
足寄市	—	○	—
鹿部町	○	○	—

- ◆ 障がい者用トイレを設置している自治体が5件と多く、次いで店舗通路にスロープを設置している自治体が3件、その他2件は上記記載している通りです。
- ◆ 障がい者用トイレの設置割合は高いことが分かります。
- ◆ 店舗通路にスロープを設置しているのと障がい者用トイレを設置している双方を兼ね揃えている自治体は、剣淵町・中標津町・鹿部町と3町となっています。

2 店舗運営について

① アンケート項目（問 20「従業員の採用について」、問 21「店舗従業員数」）から集計 《従業員に関する項目の表》

サンプル数：7 件

自治体名	従業員（勤務形態）				従業員（人員区分）			従業員（障がい者）
	正職員	パート職員	有償ボランティア	無償ボランティア	健常者	障がい者	その他	障がい者種別
剣淵町	2				2			
帯広市	1	1			1	1		精神 1 名
中標津町				20	15	5		身体 1 名 知的 2 名 精神 2 名
訓子府町	5			3	2	3		知的 2 名 精神 1 名
札幌市		8				8		知的 5 名 精神 3 名
滝川市	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿部町	4			2	2	3	1	知的 3 名 発達障がい 1 名
合計	12	9	0	25	22	20	1	

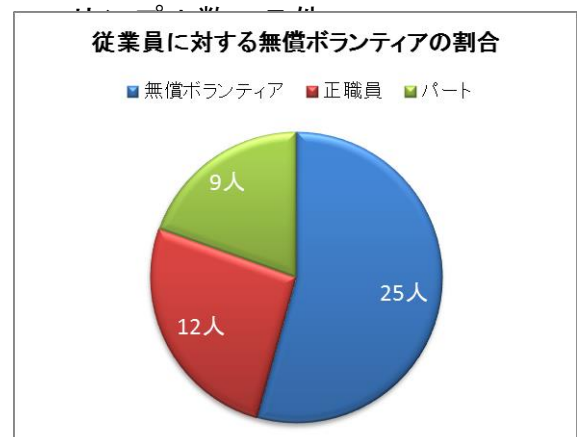
- ◆ 上記グラフは、従業員の店舗運営の総人員のうち健常者・障がいのある方（種別毎）の内訳を表したものです。
- ◆ 剣淵町は正職員が健常者の方（2名）となっています。
- ◆ 帯広市は正職員が健常者の方（1名）、パート職員が障がいのある方（1名）となっています。
- ◆ 中標津町は無償ボランティアの方々20名（健常者15名・障がいのある方5名）となっています。

- ◆ 訓子府町は正職員の障がいのある方（5名）・無償ボランティアの方（3名）となっています。
 - ◆ 札幌市は全職員がパート職員で障がいのある方（8名）となっています。
 - ◆ 障がい者種別に関しては、精神障がいのある方（7名）・身体障がいのある方（1名）・知的障がいのある方（9名）が従業員として働いています。
 - ◆ 鹿部町は健常者の方（2名）・障がいのある方（3名）・その他（発達障害の方1名）となっています。
- ※ 以下のグラフは障がい者に対する無償ボランティアの割合と障がい者の割合を表したものです。

《従業員に対する無償ボランティアの割合》

サンプル数：7件

無償ボランティア	正職員	パート
25人	12人	9人

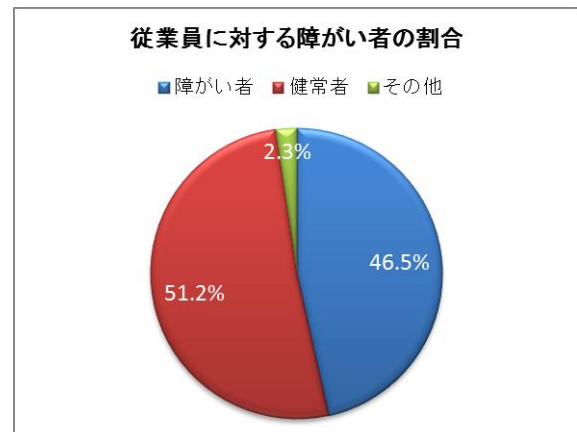


- ◆ 中標津町の「共生型交流センター」の事業内容からボランティアの人数が多くなっています。
- ※ 今回調査から得られた回答は全て無償ボランティアとなっています。

《従業員に対する障がい者の割合》

サンプル数：7件

障がい者	健常者	その他
20人 46.5%	22人 51.2%	1人 2.3%



- ◆ 障がいのある方と健常者の割合はそれぞれ46.5%、51.2%となりました。障がいのある方にその他である発達障がいのある方を割合に組み込むと48.8%となります。

② アンケート項目（問 22「従業員の週勤務時間」）から集計

《従業員の週勤務時間》

サンプル数：8 件

問 22 従業員の週勤務時間

正社員						
障がい種別		20 時間以下	25 時間以下	30 時間以下	35 時間以下	40 時間以下
内数	身体障がい者					1 名
	知的障がい者	3 名				
	精神障がい者					
	難病疾患					
	その他	1 名				
小計		4 名				1 名
合計		5 名				

パート職員						
障がい種別		20 時間以下	25 時間以下	30 時間以下	35 時間以下	40 時間以下
内数	身体障がい者					
	知的障がい者			5 名		
	精神障がい者		1 名	3 名		
	難病疾患					
	その他					
小計			1 名	8 名		
合計		9 名				

《従業員の週勤務時間》

サンプル数：8件

問 22 従業員の週勤務時間

有償ボランティア	対象者なし
----------	-------

無償ボランティア		20 時間以下	25 時間以下	30 時間以下	35 時間以下	40 時間以下
内数	身体障がい者	1 名				
	知的障がい者	2 名				
	精神障がい者	2 名				
	難病疾患					
	その他					
小計		5 名				
合計		5 名				

- ◆ 無償ボランティアから始め、パート職員、正職員と段階を進めていくことにより、長時間労働が可能となるケースが大半です。

③ アンケート項目（問 49「メニュー構成について」、問 51「年間開業日数」、問 55「営業時間について」、問 57「年間顧客数について」、問 58「店舗売上高年額」）から集計。

《販売品目別売上高一覧表》

サンプル数：7件

自治体	販売品目	売上高	販売価格帯			営業時間		営業日数	顧客数	平均客単価
			飲物	食物	中央値	開店	閉店			
剣淵町	飲物・軽食物・食物	¥5,000,000	200-250	250-500	270	10:00	17:00	350	6,000	833
帯広市	飲物・軽食物・食物	¥3,000,000	200-350	200-600	353	10:00	16:00	250	7,000	428
中標津町	飲物・軽食物	¥1,000,000	100	100-200	123	10:00	15:00	200	3,000	333
訓子府町	飲物・軽食物・食物	¥4,000,000	100-250	100-400	270	11:00	15:00	250	6,000	666
札幌市	飲物	¥12,000,000	270-400	—	308	8:00	18:00	250	33,000	363
滝川市	飲物	¥2,000,000	216-324	—	255	10:00	15:30	300	4,000	500
鹿部町	飲物・軽食物	¥1,000,000	200	50	150	10:00	15:00	100	3,000	333

- ◆ この表はメニュー構成と開業日数、営業時間、顧客数、店舗売上高年額を中央値・平均単価に分類して表に示したものです。

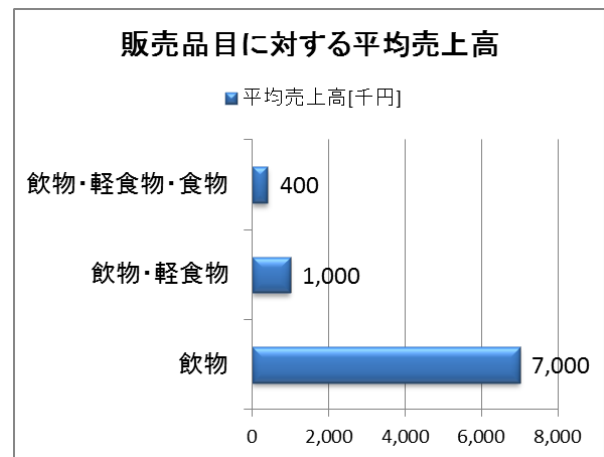
- ◆ 売上高が多い札幌市は営業稼働時間が 10 時間となっているため、自ずと売上高は上がってくるのがわかります。
 - ◆ 営業時間と営業日数を増加させることで、顧客数は増し、消費も増えることから、売上高は高くなります。
 - ◆ 平均客単価が高い順は 1 位剣淵町、2 位訓子府町、3 位滝川市、4 位帯広市となっています。その中で剣淵町・訓子府町・帯広市は販売品目が 3 種類あります。販売品目が多いほど平均客単価が高い傾向があります。
- ※ 以下の表はアンケート項目から平均売上高と販売品目・平均販売価格・開店時間・利益率を比較しグラフ化したものです。

《販売品目に対する平均売上高》

販売品目	平均売上高[千円]
飲物	7,000
飲物・軽食物	1,000
飲物・軽食物・食物	400

- ◆ 札幌市は売上高が多く飲物だけの提供を行っています。よって飲物だけの提供を行っている店舗の平均売上高が多くなっています。

サンプル数：7件

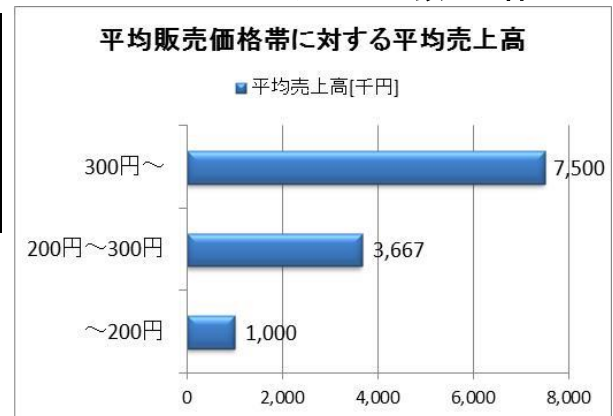


《平均販売価格帯に対する平均売上高》

販売価格帯[円]	平均売上高[千円]	平均客単価[円]
～200	1,000	333
200～300	3,667	688
300～	7,500	375

- ◆ 平均客単価は、販売価格帯 200 円～300 円が大きいことから、価格設定による「顧客満足度」は、この価格帯が一番優位にあると言えます。

サンプル数：7件

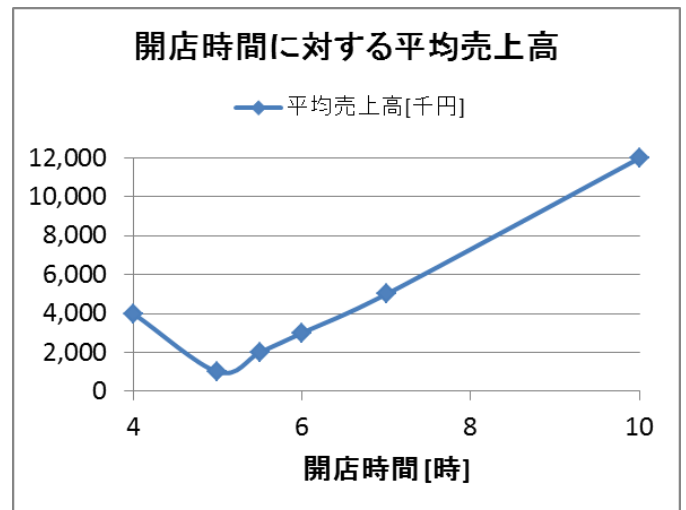


《開店時間に対する平均売上高》

開店時間[時]	平均売上高[千円]
4	4,000
5	1,000
5.5	2,000
6	3,000
7	5,000
10	12,000

- ◆ 概ね開店時間が長いほど、売上高が高くなる傾向が見られます。5時間の時間帯で低下しているのは、鹿部町は営業日数が100日と少ないためであり、総稼働時間は長いほど売上高が高くなります。

サンプル数：7件

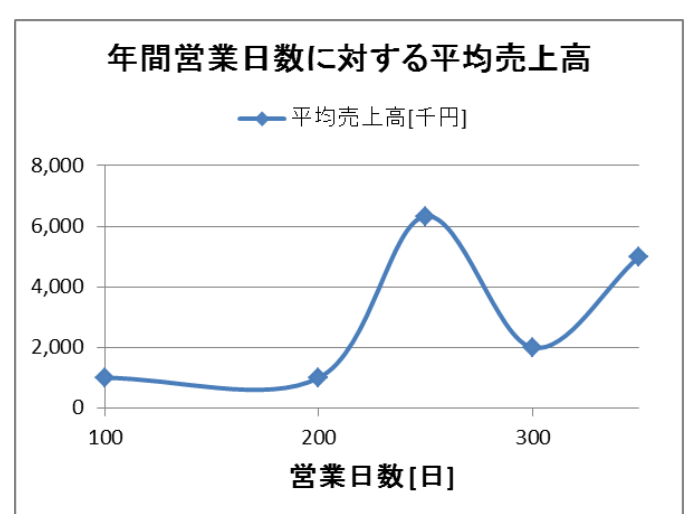


《年間営業日数に対する平均売上高》

営業日数[日]	平均売上高[千円]
100	1,000
200	1,000
250	6,334
300	2,000
350	5,000

- ◆ サンプルからは、営業日数の多さが売上高に結びつく傾向は得られませんでした。しかし、売上高が他に比較して大きい札幌市に影響されて、営業日数250日付近で跳ね上がっています。サンプル数が多くなると、営業日数と売上高が相関関係にある傾向が得られると考えられます。

サンプル数：7件



④ 年間利益率及び年間利益高

アンケート項目（問 67 「年間利益率」（売上高－店舗経費総額－従業員給料－法定福利費）／売上高）、問 68 「年間利益高」（売上高－店舗経費総額－従業員給料－法定福利費））から集計。

《年間売上高と利益率の変動》

サンプル数：4 件

自治体	売上高 [万円]	利益率 [%以下]	利益高 [万円以下]
剣淵町	¥5,000	5%	-100
帯広市	¥300	-15%	-100
訓子府町	¥400	-20%	-200
札幌市	¥12,000	5%	-100

◆ どの自治体店舗も、売上高だけでは人件費を含めた経費を賄うことが出来ていないことが伺えます。

◆ 売上高を 1,200 万円以上確保する必要があります。

